株式会社山梨中央銀行

## 山梨中銀でんさいサービスの機能改善および業務規程等の一部改定のお知らせ

平素より、山梨中央銀行をご愛顧いただきありがとうございます。

このたび、株式会社電子債権ネットワークにおける、記録請求の制限期間の短縮などに伴い、 山梨中銀でんさいサービスの機能改善を行います。

また、併せて「株式会社全銀電子債権ネットワーク業務規程・業務規程細則」(以下、業務規程等)が一部改定となりますのでお知らせいたします。

記

1. 実施日(予定) 2023年1月10日(火)

## 2. 機能改善の内容

(1)債務者請求方式における記録請求の制限期間の短縮

債務者請求方式における記録請求の制限期間を、支払期日の7営業日前から<u>最短で3営業</u>日前までに短縮いたします。

これにより、支払期日の3営業日前まで発生記録請求と譲渡記録請求が可能となります。

(2) 債権金額下限の引き下げ

でんさいを発生させる際の債権金額下限を、1 万円以上から 1 円以上に引き下げます。 これにより、1 円から発生記録請求が可能となります。

※詳細は以下のURLをご参照ください。

https://www.densai.net/media/2022/04/20220428\_newsrelease.pdf

## 3. 業務規程等の改定

上記に伴い、「株式会社全銀電子債権ネットワーク業務規程・業務規程細則」(以下、業務規程等)が一部改定となります。

また、<u>これまで冊子で配布しておりました業務規程等は電子化を行い、当行ホームページに</u> 掲載する取り扱いに変更させていただきます。

※掲載開始日(予定日)

2023年1月10日(機能改善と同日)

※掲載場所

https://www.yamanashibank.co.jp/regulations/others/densai.pdf

ご不明な点などがございましたら、お取引店もしくは以下のお問い合わせ先にご連絡いただき ますようお願い申しあげます。

## くお問い合わせ先>

山梨中銀ダイレクトマーケティングセンター

0120-201862 (照会コード:9)

※月曜日~金曜日 9:00~17:00 (年末年始・祝日を除く)

以 上